



自対機仙主管第94号
令和4年1月14日

公益社団法人宮城県トラック協会長 殿

独立行政法人自動車事故対策機構
仙台主管支所長



国土交通省認定セミナーの開催について

平素、当機構の業務につきましては、常日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では令和2年7月に「運輸防災マネジメント指針」が公表されたことを受け、標記セミナーを別紙のとおり、新たに開催することいたしました。

つきましては業務ご多忙の中誠に恐縮ですが、貴会会員様にもこの旨のご周知方いただきますと幸甚にございます。

Transport
Safety
Management



3/14(月)

先着 100 名様

防災マネジメントセミナー

新たな認定セミナー、登場。

頻発化、激甚化する災害。現代日本を生きる我々にとって、災害対策は切り離せない課題となっています。

当機構では、令和2年7月に『運輸防災マネジメント指針』が公表されたことを受け、『防災マネジメントセミナー』を新たに実施し、事業者の皆様の災害対策を全力で支援することを決定いたしました。

『何をしていいかわからない』『どこから手をつけたらいいか』とお悩みの事業者様。是非この機会に運輸防災に関する知識を深めていただき、命を、会社を、地域を、ひいては日本を守るために、当機構と共に第一歩を踏み出してみませんか。

セミナー概要

日時	<u>3月14日(月)</u>
	12:15 受付開始
	13:00 セミナー開始
場所	宮城県トラック会館 4階
住所	仙台市若林区卸町5丁目8-3
料金	<u>5,200円(現金)</u>
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸防災マネジメント指針を勉強したい方 ・これから災害対策を推進していきたい事業者様

Save the Life.
Save the Company.
Save the Region.
Save the Japan.

防災 マネジメントセミナー

命

災害に直面する全ての人が、
正しく命を守るための知識。

運輸防災に関する基礎知識を習得。

災害対応の最優先となる人命の安全確保のため、必要となる基礎知識を習得し、自社の災害文化醸成に繋げます。

地

地域の人流・物流を支えるため
の災害への事前準備。

災害リスクを把握し事前に備える。

自社の災害リスクを把握し、被害想定から対策の決定・事前準備までの一連の流れを確認します。

企

防災・減災と運送の早期復旧による経営の安定化。

災害後の事業復旧を迅速に。

災害による被害を最小限に止め、速やかに輸送を復旧・再開するための準備によって、災害を乗り越える強い企業を目指します。

国

日本を大規模災害から守り復興させるための運輸防災の推進。

自社の防災体制をチェックし優先順位を確認。

防災体制チェックリストを用いて自社の現状把握を行い、今後の取組のスタートとなる箇所を想定します。

注意事項

○予約の際は、必ず以下を確認の上申し込みをお願いいたします。

- ・本セミナーの講義内容は、今後予告なく変更される場合があります。予めご了承ください。
- ・当機構の新型コロナウィルス感染防止対策ガイドラインに基づき、マスクの着用、受付時の検温、入室時の手指消毒、飛沫防止パネルの設置等を行います。ご理解をお願いいたします。
- ・駐車場には限りがございますので、可能な限り相乗りでお越しください。

申込方法等

- ① 別紙『申込書』に必要事項をご記入いただき、当機構仙台主管支所へFAXで送信してください。
- ② 受付完了後、当機構より受付完了の連絡を差し上げます。
- ③ 予約受付は満席となり次第終了となりますので、早めの申込をおすすめいたします。
- ④ 受講当日、『申込書』をご持参の上セミナー開始までに受付へお越しください。

運輸安全マネジメントセミナーについて

認定セミナーとは？

運輸安全マネジメント制度の普及・啓発を図るため、民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー等の中で、一定の基準を満たし、事業者の安全管理体制の構築・強化に有効であると国土交通省が「認定」したセミナーです。

経営管理部門とは？

「経営管理部門」とは、「現業実施部門（輸送の安全に係る運行、整備等の輸送サービスの実施に直接携わる部門）を管理する責任・権限を持つ部門」とされており、具体的には、経営トップ（社長）、安全統括管理者、その他安全担当の役員・部長等が該当します。

ご注意

【受講について】

当セミナーの受講については任意（受講義務はありません）となっております。運輸安全マネジメントの理解を深める良い機会になると思われますので、是非、積極的にご参加ください。

【監査インセンティブについて】

「地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。」（平成 26 年 1 月 24 日国土交通省大臣官房・自動車局通達より）

注 1. 監査を「免除する」というものではありません。

注 2. 受講するだけではインセンティブの対象にはなりません。受講後、国土交通省に対し調査票の提出が必要となります。

注 3. 貸切バス事業者は監査方針により当インセンティブは対象外です。

お問い合わせ先

ご質問・ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

(独)自動車事故対策機構 仙台主管支所

TEL : 022-204-9902 安全マネジメント担当：小田嶋・梶田・原・鈴木
FAX : 022-782-1825 (申込先番号)